

資料 4

【参考資料】

社団法人 全国老人保健施設協会
配布資料

平成20年度第2回介護労働者の
確保・定着等に関する研究会
ヒアリング資料

平成20年4月25日(金)



社団法人全国老人保健施設協会

老健施設介護職の特徴

老健施設の介護職は、医師、看護師、理学療法士、作業療法士等の医療系スタッフとの連携・協働でケアサービスを提供している。よって他の福祉系サービスと比較し、利用者の心身の状態観察・管理等でより医療的な知識が必要となる。一方介護療養型医療施設と比較し、在宅生活を見据えたケアを提供し、高い家庭復帰率を上げている。

老健施設介護職は、食事・排泄・入浴・移動の介助といった基本的な介護技術に加え、医療・リハビリ・在宅支援といった広範かつ専門性の高い介護知識と技術が必要であり、そういった意味では介護の総合職といえる。

そのような理由から老健施設では介護職中の介護福祉士率が介護保険サービスの中で最も高い。

老健施設の介護職の実態

- 多様なニーズ、ケアの質を担保するために、老健施設の看護・介護職等のスタッフ数は、自主的に基準以上に手厚く配置されている。
- 介護職の半数以上が介護福祉士資格を取得しており、介護サービス事業の中で最も資格取得者が多い。
- これらの介護スタッフの年齢層は男女とも20代から30代後半が中心で、低賃金をはじめとする就労条件の悪さは、将来の夢を築けず常に苦しんでいる。
- 介護職給与の上昇は何とか維持されているが、その原資は管理職給与等からまわされている。
- 全老健は年間約30コース、延べ5000人規模の研修会を開催している。全国大会では約5000人の参加者、1000演題以上が集まっている。厳しい環境にありながら向学心、技術力の研鑽に励もうとするモチベーションは極めて高い。

以上のような経営側・現場職員の努力に対しての評価・優遇措置が全くとられていない。

表1-2-1 介護保険施設の現状及び人員配置基準

	介護療養型医療施設	老人保健施設	特別養護老人ホーム	
基本的性格	重医療・要介護高齢者の長期療養施設	要介護高齢者が在宅復帰を目指すリハビリテーション施設	要介護高齢者のための生活施設	
定義 (介護保険法)	〔「介護療養型医療施設」の定義〕 療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことを目的とする施設。	〔「介護老人保健施設」の定義〕 要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。	〔「介護老人福祉施設」の定義〕 老人福祉法に規定する特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。	
施設数	3,717	3,131	5,291	
定員数	138,942人	282,513人	363,747人	
平均要介護度	4.30	3.19	3.73	
平均在所日数	359.5日	230.1日	1,429.0日	
1人当たり居室面積	6.4㎡以上	8㎡以上	10.65㎡以上	
1部屋の定員数	4人以下	4人以下	4人以下	
主な職員配置基準	医師	3以上 48:1以上	常勤1以上 100:1以上	必要数 (非常勤可)
	看護職員	6:1以上	看護・介護 3:1以上 (看護2/7)	看護・介護 3:1以上 入所者100人の場合、 看護3人
	介護職員	6:1以上		
	理学療養士(PT) 作業療法士(OT)	PT及びOTが適当数	PT又はOTが100:1以上	
	機能訓練指導員			1以上
	生活(支援)相談員		100:1以上	常勤1以上 100:1以上
	介護支援専門員 (計画作成担当者)	常勤1以上 100:1以上	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準

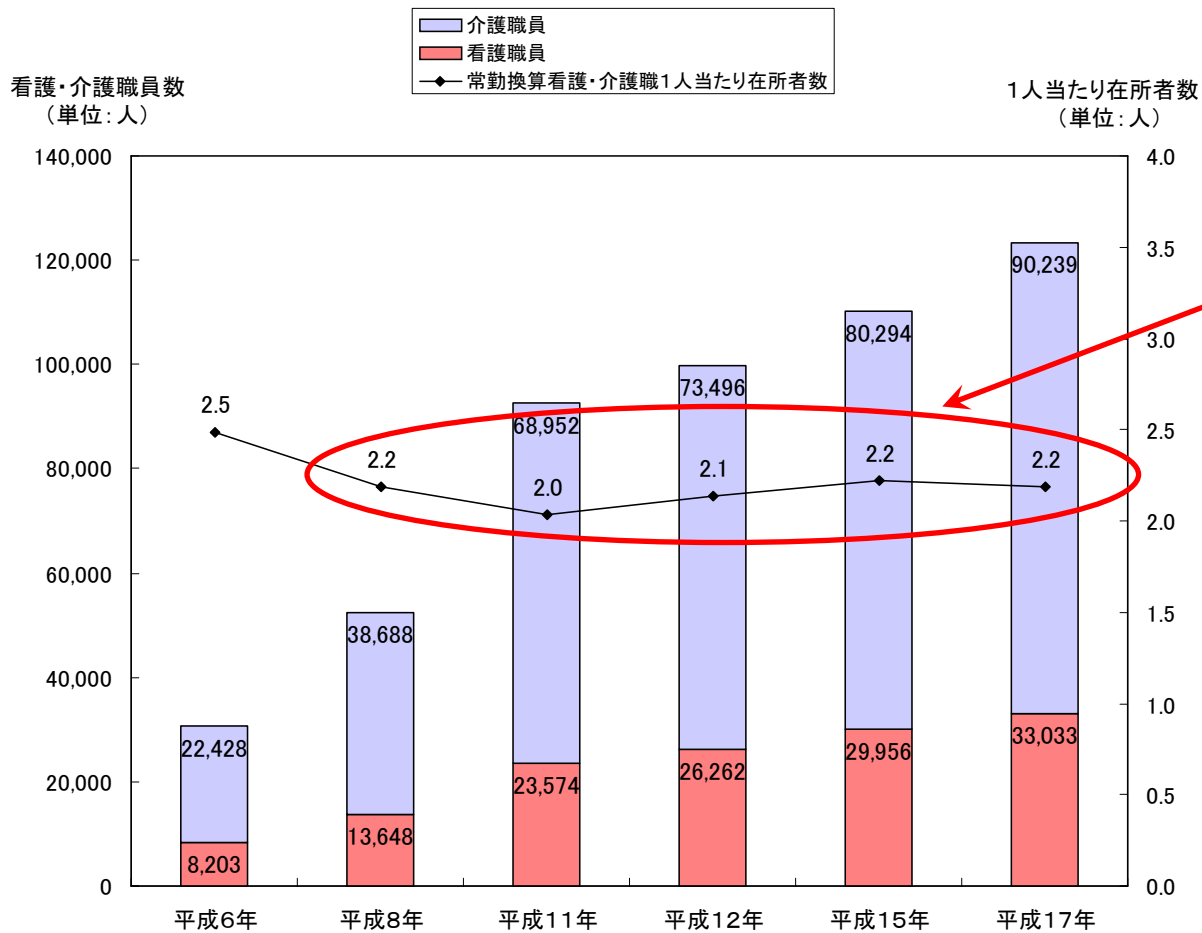
老健施設は、利用者3名に対し、看・介護職1名の配置が基準

- 1 平均要介護度は、「介護給付費実態調査」(厚生労働省統計情報部、平成17年11月審査分)から算出
- 2 施設数、定員数については、「介護サービス施設・事業所調査」(同、平成16年10月1日時点)
- 3 平均在所日数については、「介護サービス施設・事業所調査」(同、平成15年9月中の退所者等について)
- 4 特定施設は、外部サービス利用型特定施設を除く。

資料 厚生労働省 介護施設等の在り方に関する委員会

(全老健編集図書『平成19年版 介護白書』より)

老人保健施設の看護・介護職員数



実際の配置は、利用者2.2人に対し、看・介護職員を1名配置

- 平成11年までは老人保健施設調査(厚生省発表)、平成12年以降は介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省発表)をもとに作成
- 法令では、常勤換算1人当たり在所要者数は、平成11年までが3.6:1、平成12年以降は3:1が配置基準となっている

介護老人保健施設は、 若い介護職員がケアサービスを支えている

表2-1-25 事業所の種類別にみた年齢階級別従事者の構成割合

(単位：%)

平成16年10月1日現在

	総数	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不詳
訪問介護							
介護職員	100.0	12.3	17.7	33.2	30.9	5.6	0.3
訪問看護ステーション							
看護職員	100.0	9.0	36.4	38.7	14.6	1.2	0.1
認知症対応型共同生活介護							
介護職員	100.0	34.6	18.9	21.3	20.5	4.2	0.4
居宅介護支援							
介護支援専門員	100.0	4.1	29.4	36.2	26.4	3.7	0.1
介護老人福祉施設							
介護職員	100.0	44.9	23.7	16.5	14.1	0.6	0.3
看護職員	100.0	7.9	18.2	40.1	30.8	2.9	0.1
介護支援専門員	100.0	7.0	32.0	33.3	25.4	2.2	0.1
介護老人保健施設							
介護職員	100.0	51.4	23.3	14.7	9.8	0.5	0.3
看護職員	100.0	10.8	24.5	36.3	25.3	3.1	0.1
介護支援専門員	100.0	9.0	33.2	31.9	22.1	3.6	0.2
介護療養型医療施設							
介護職員	100.0	34.5	15.8	21.2	25.2	2.9	0.4
看護職員	100.0	14.2	22.8	34.5	24.9	3.5	0.0
介護支援専門員	100.0	3.6	24.3	38.8	28.7	4.6	—

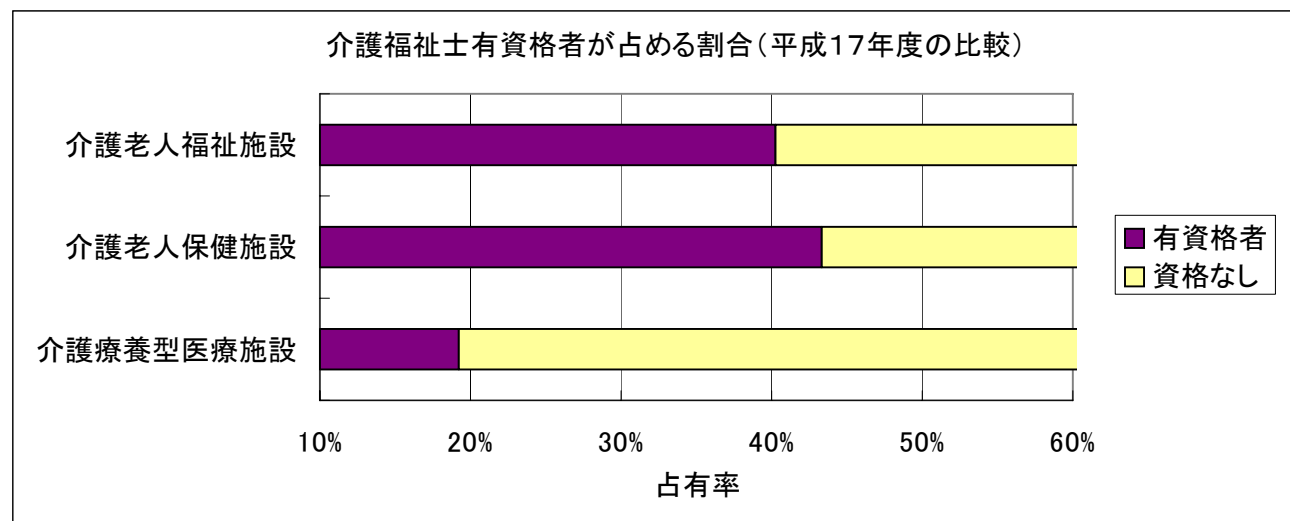
「平成16年介護サービス施設・事業所調査」
(全老健編集図書『平成19年版 介護白書』より)

介護福祉士の有資格者の比率

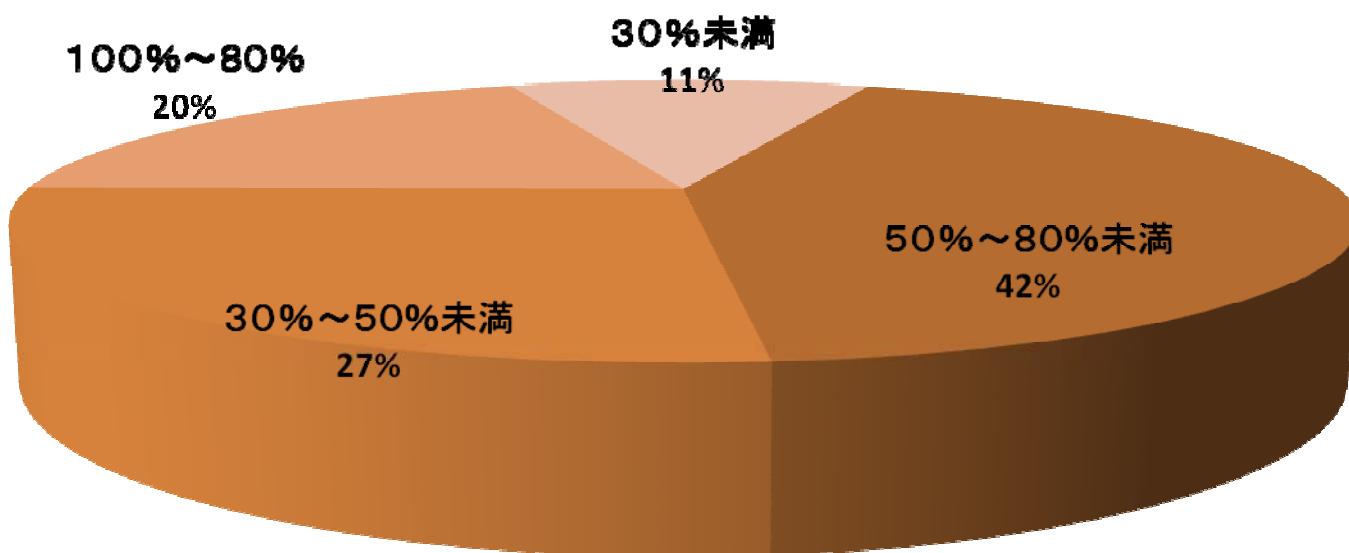
介護職員のうち、介護福祉士が占める割合(介護保険3施設の比較)

種別	年度	介護職員			うち、介護福祉士の有資格者			有資格者の割合		
		総数	常勤 ^{※1}	非常勤	総数	常勤 ^{※1}	非常勤	総数	常勤 ^{※1}	非常勤
介護老人福祉施設	平成15年	145,650	121,172	24,478	57,455	55,926	1,529	39.4%	46.2%	6.2%
	平成16年	152,828	130,767	27,061	62,944	61,010	1,934	41.2%	46.7%	7.1%
	平成17年	171,800	141,165	30,635	69,138	66,661	2,477	40.2%	47.2%	8.1%
介護老人保健施設	平成15年	83,729	76,444	7,285	35,396	34,985	411	42.3%	45.8%	5.6%
	平成16年	88,850	80,915	7,935	38,326	37,720	606	43.1%	46.6%	7.6%
	平成17年	94,353	85,099	9,254	40,917	40,104	813	43.4%	47.1%	8.8%
介護療養型医療施設	平成15年	52,099	47,687	4,412	8,561	8,477	84	16.4%	17.8%	1.9%
	平成16年	51,463	46,895	4,568	9,228	9,116	112	17.9%	19.4%	2.5%
	平成17年	46,216	42,213	4,003	8,875	8,732	143	19.2%	20.7%	3.6%




※1: 「常勤」数は、「専従」と「兼務」の合算
(平成15～17年度「介護サービス施設・事業所調査」から引用して作成)



—常勤介護職員中の介護福祉士割合— →50～100%の占有率が62%



施設職員の確保について

	 非常に困難	 困難	 多少困難	合計
医師	54.4%	37.7%	7.9%	100.0%
看護師	37.1%	50.0%	12.9%	100.0%
介護福祉士	11.1%	62.0%	26.9%	100.0%
ケアマネージャー	26.1%	45.5%	28.4%	100.0%
PT・ST・OT	29.6%	53.5%	16.9%	100.0%
支援相談員	6.7%	43.3%	50.0%	100.0%
管理栄養士	16.2%	48.6%	35.1%	100.0%
事務職	0.0%	25.0%	75.0%	100.0%
その他	37.5%	50.0%	12.5%	100.0%

回答者の98%が求人難有と答えた。介護福祉士不足も上位

(平成18年度 全老健 管理者(職)研修会 アンケートより)

介護職員求人状況

→83%が求人を実施してもすぐに集まらない

募集すると応募があり、すぐ欠員補充ができる。

17%

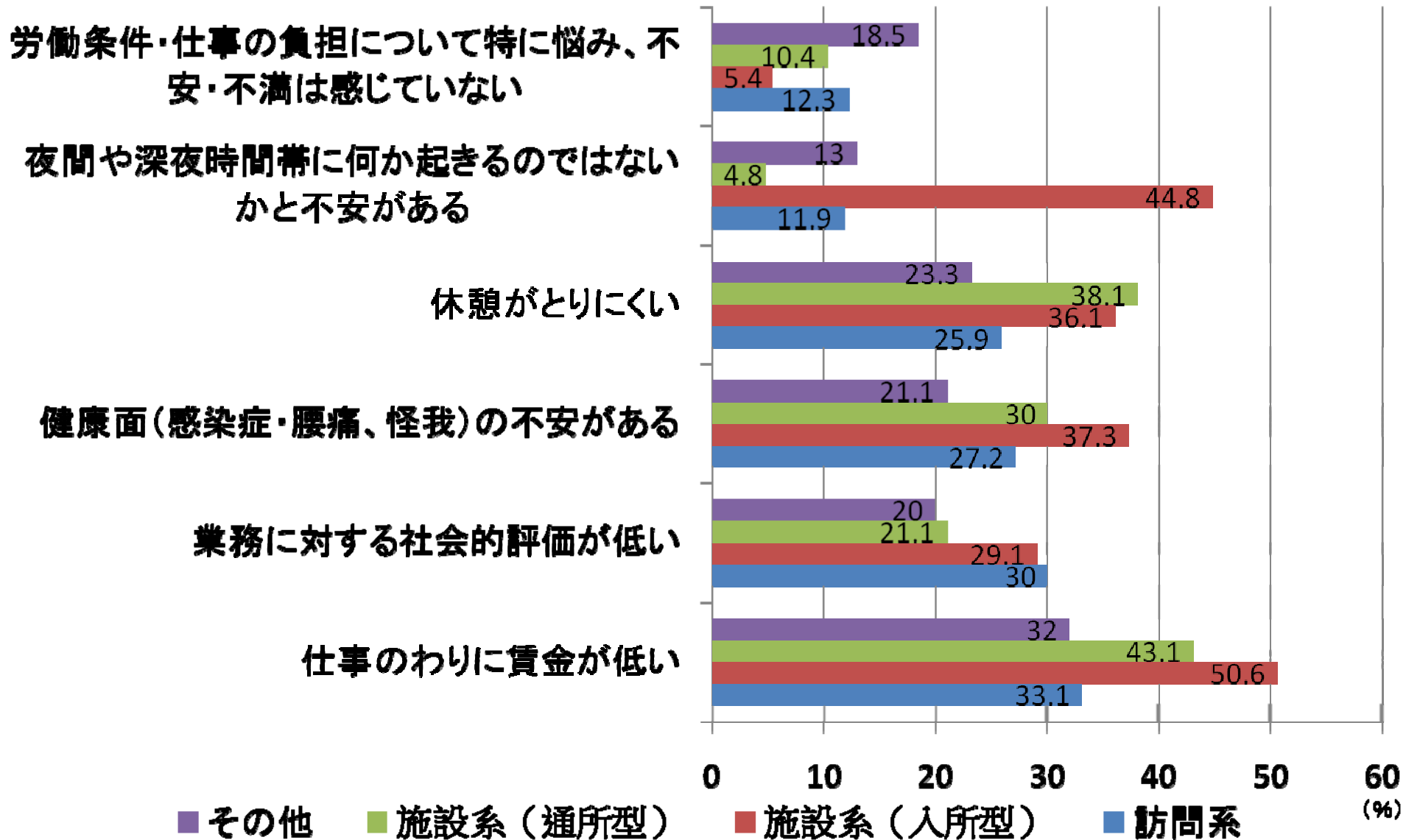
募集してもなかなか応募が無い。

37%

募集すると応募はあるが、欠員補充には時間がかかる。

46%

労働条件の悩み・不安・不満等（複数回答 サービス系型別）



「介護事業経営実態調査(厚労省実施)」と「地域特性に関する緊急調査(全老健調査)」における老健施設の収益率比較

★「介護事業経営実態調査」は、介護老人保健施設会計・経営準則とは異なる区分で行なわれる。そのための集計作業が必要であり、誤集計が発生していると推測される。本表は「介護事業経営実態調査」に合わせて、介護事業外収益と介護事業外費用のうち「支払利息」のみを表記した。

		厚労省調査		全老健調査					
		平成16年度「介護事業経営実態調査」		「地域特性に関する緊急調査」					
		平成16年度*1		平成16年度*2		平成17年度*2		平成18年度*2	
		(単位:千円)	(比率)	(単位:千円)	(比率)	(単位:千円)	(比率)	(単位:千円)	(比率)
収入	I 介護事業収益								
	(1)介護老人保健施設	400,764	84.4%	392,486	84.0%	396,242	83.9%	387,924	83.8%
	(2)通所リハビリテーション	74,556	15.7%	73,151	15.7%	74,575	15.8%	73,414	15.9%
	(3)補助金収入	0							
	(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	0							
	(5)介護報酬査定減	-444	-0.1%						
	(6)訪問リハビリテーション			1,709	0.4%	1,506	0.3%	1,792	0.4%
支出	II 介護事業費用								
	(1)給与費	238,392	50.2%	245,893	52.6%	254,948	54.0%	256,168	55.3%
	(2)減価償却費	32,016	6.7%	34,783	7.4%	32,471	6.9%	30,198	6.5%
	(3)その他	131,364	27.7%	145,459	31.1%	146,329	31.0%	146,507	31.6%
	III 介護事業外収益	0		0		0		0	
	IV 介護事業外費用 (=支払利息)	12,564	2.6%	14,573	3.1%	13,510	2.9%	12,647	2.7%
	V 特別損失	0		0		0		0	
(補助金を含まない収益ベース)									
	収益A(①=I-I(4)-I(3))	474,876	100.0%	467,346	100.0%	472,323	100.0%	463,130	100.0%
	費用A(②=II-I(4)+IV+V)	414,336	87.3%	440,708	94.3%	447,258	94.7%	445,520	96.2%
	損益A(③=収益A①-費用A②)	60,540	12.7%	26,638	5.7%	25,065	5.3%	17,610	3.8%
			(*3)						

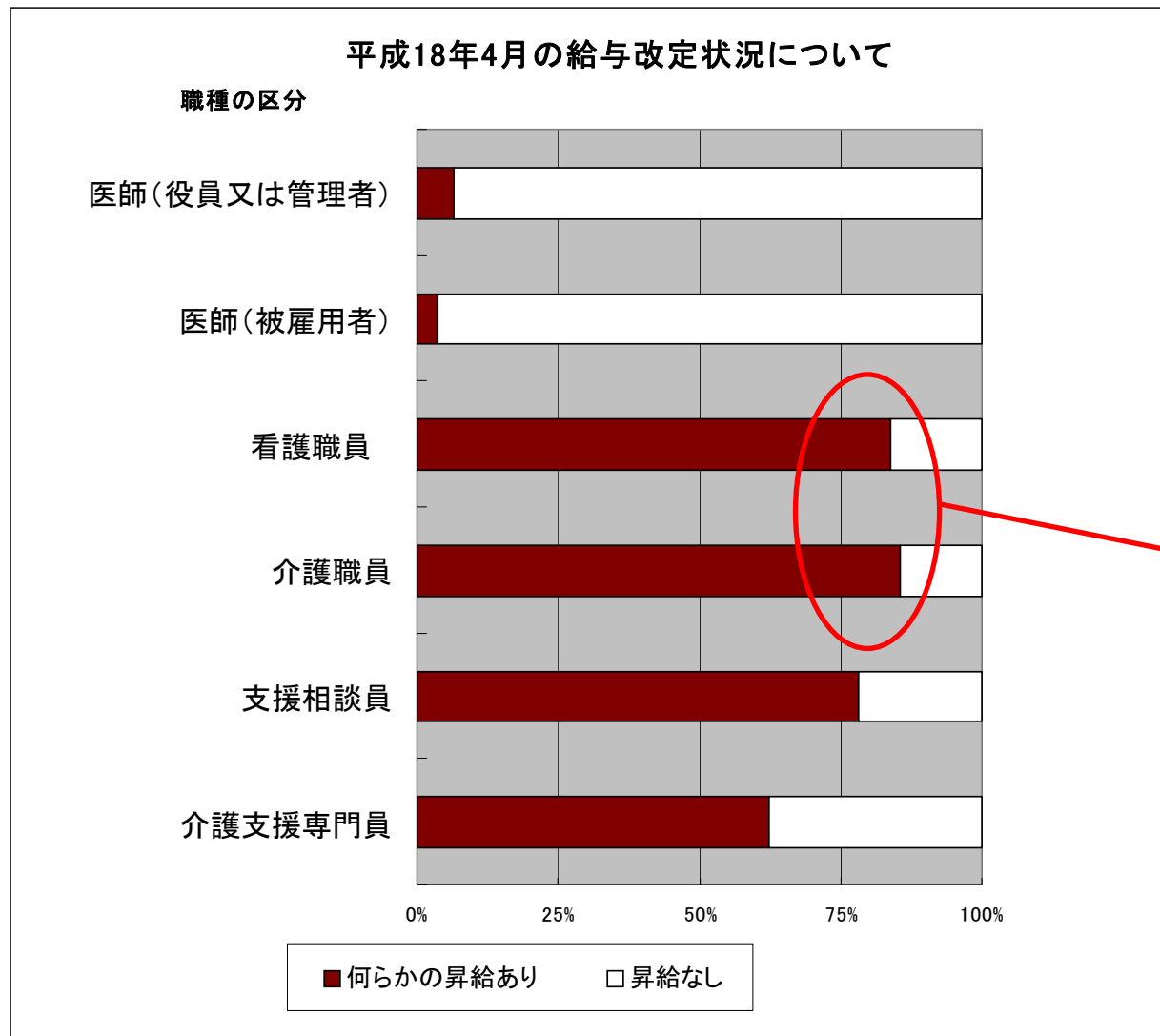
*1: 平成16年度「介護事業経営実態調査」より。なお、当該調査は、平成17年3月の単月の損益であり、これを12倍して平成16年度として数値化したものである。

*2: 平成19年12月実施 全老健調査「介護老人保健施設の現状と地域特性等に関する緊急調査」より。決算月にかかわらず、会計年度の決算状況について記入したものの。

*3: 「介護事業経営実態調査」の入所分の損益は 12.3%。通所リハビリテーションと合計した損益が12.7%である。

平成18年4月の給与改定状況

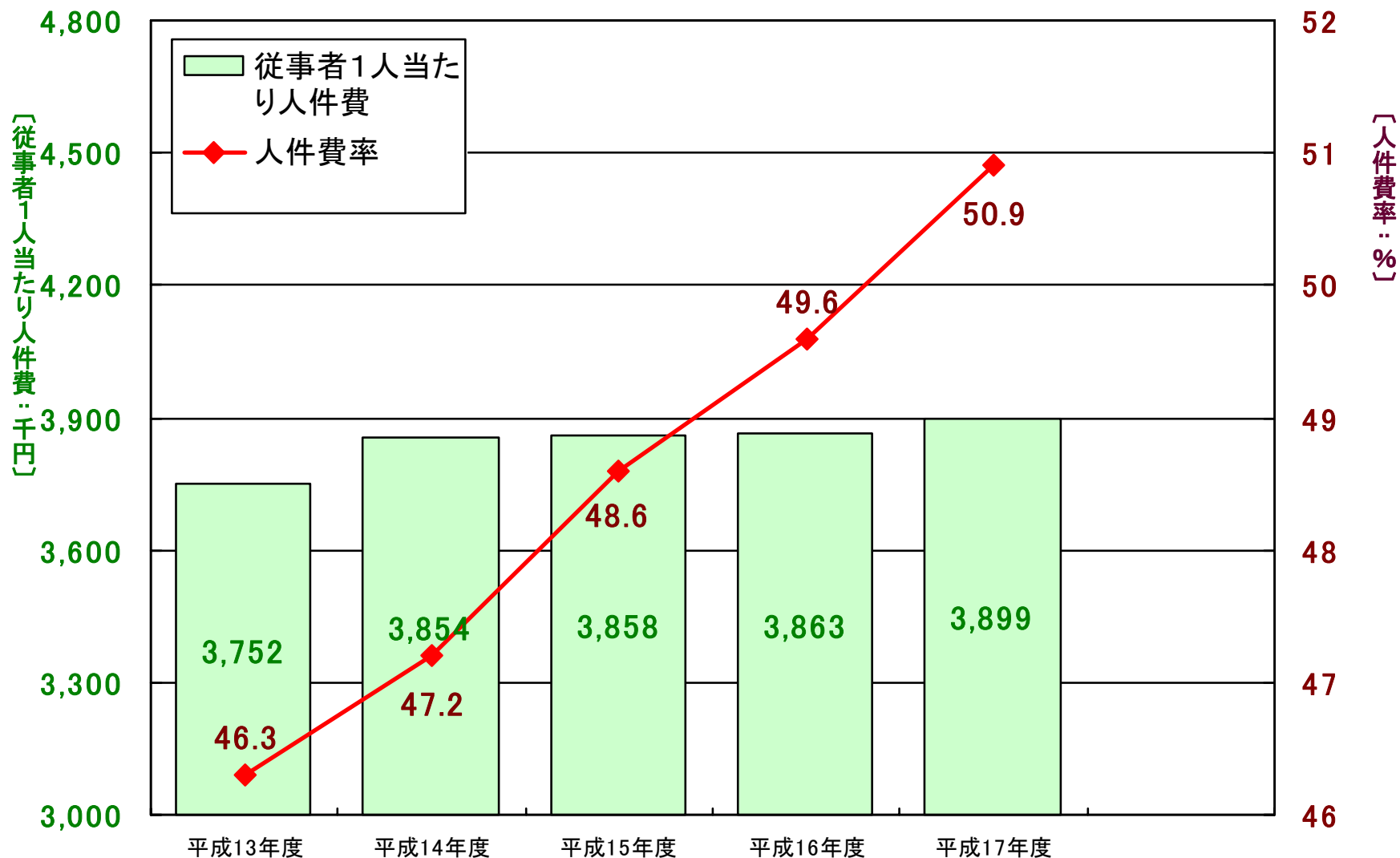
(平成18年6月実施 全老健「平成18年4月介護報酬改定後の経営影響調査」より)



Q: 前年対比昇給状況
(平成17年4月の基準内給与金額と比較して、平成18年4月時点の給与について記入)

看・介護職については、80%以上の職員に対し、何らかの昇給(ベースアップ、定期昇給、諸手当見直し等)を行なった

従事者1人当たり人件費と人件費率の推移(介護老人保健施設)



独立行政法人福祉医療機構提供資料：各年度の「介護老人保健施設の経営分析参考指標」から作成

介護福祉士資格取得の意志 n=50名

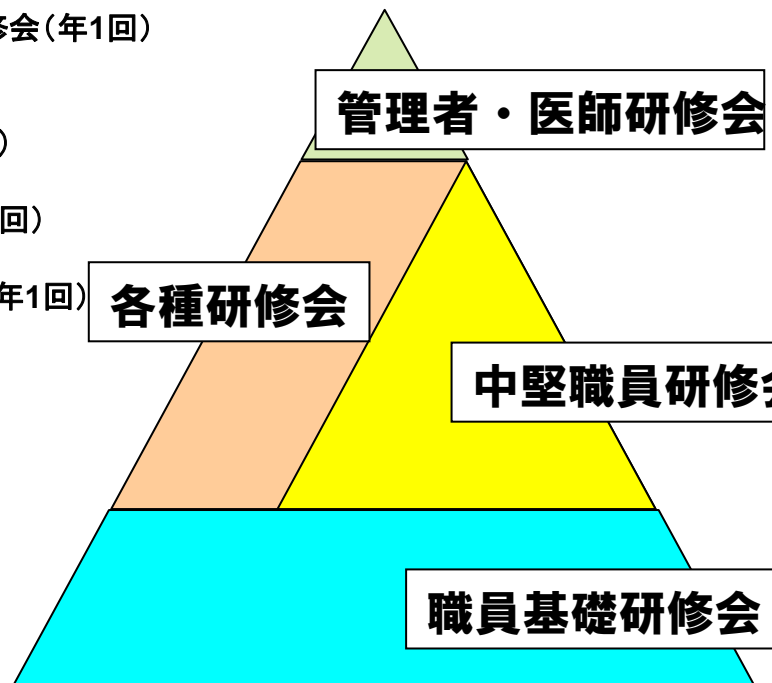


対象者：現在2級・1級ヘルパー資格の50名
資格を取得しない理由：時間が無い・金銭的メリットがない

- 現状の取得基準・就労条件では上級資格を目指す意識を持つ者は少なく、最低資格を「介護福祉士」とする施策はかなり難しい。

全老健主催の研修会(年間30本以上)

認知症ケア研修会(年3回)
 ケアプラン施設内養成指導者研修会(年1回)
 リハビリテーション研修会(年4回)
 リスクマネジメント研修会(年1回)
 リスクマネジャー養成講座(年4回)
 安全推進セミナー(年2回)
 施設内感染症指導者研修会(年1回)
 摂食・嚥下・栄養セミナー(年1回)
 高齢者ケアプラン策定実践講座(年1回)
 看護職研修会(年1回)
 在宅支援研修会(年1回)
 会計に関するセミナー(年数回)
 実地研修(全国89カ所)



- ・認知症短期集中リハ研修(医師対象)(年数回)
- ・医師研修会(年1回)
- ・管理者(職)研修会(年2回)
- ・老健医療研究会(年1回) 等々

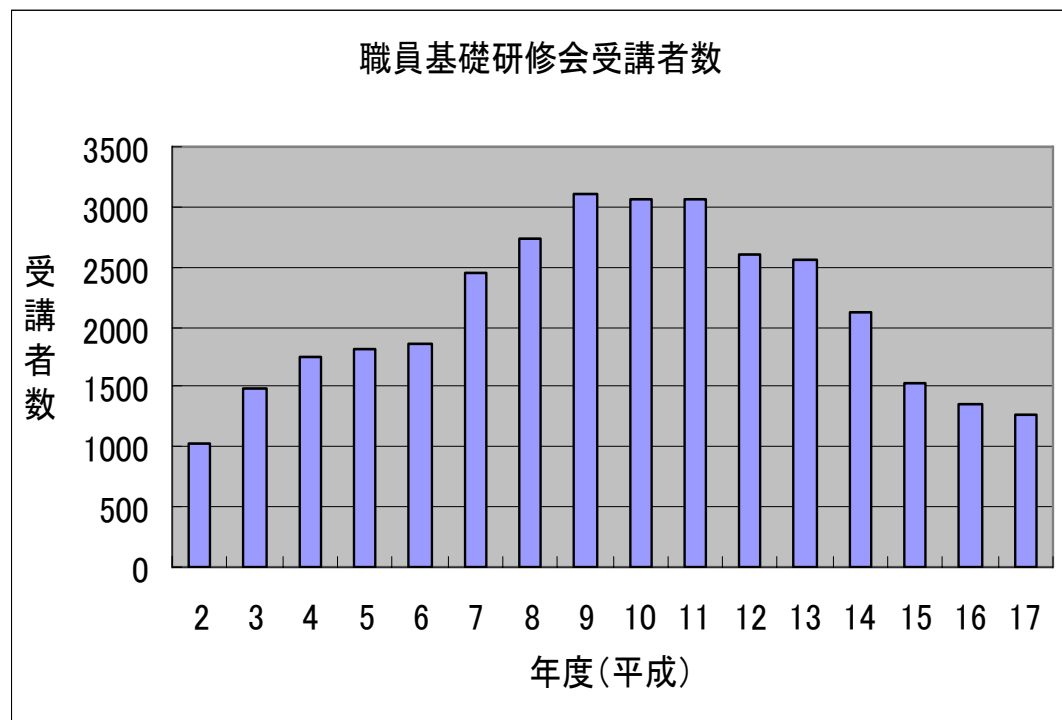
老健勤務年数5年以上
(年5回)

老健勤務年数2年未満
(年5回)

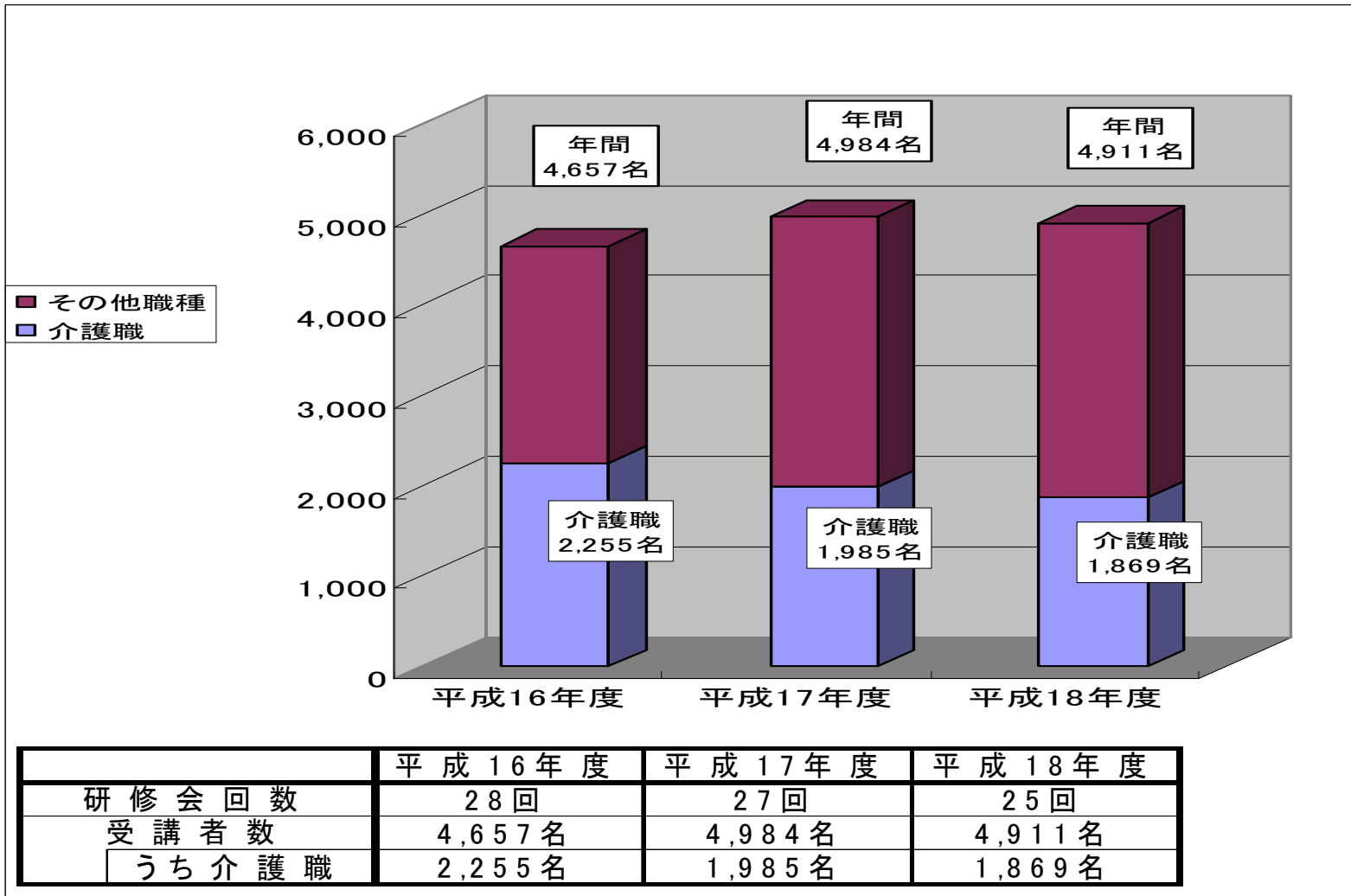
全老健研修事業「職員基礎研修会」

平成2年度から研修事業に取り組み、理念教育・基礎的知識の習得等を目的とした『職員基礎研修会』は18年間に延べ98回開催し、総受講者は、約36,000名を数える。

平成 2年度	1,025 名
平成 3年度	1,487 名
平成 4年度	1,740 名
平成 5年度	1,818 名
平成 6年度	1,849 名
平成 7年度	2,441 名
平成 8年度	2,732 名
平成 9年度	3,106 名
平成10年度	3,073 名
平成11年度	3,065 名
平成12年度	2,613 名
平成13年度	2,565 名
平成14年度	2,128 名
平成15年度	1,537 名
平成16年度	1,361 名
平成17年度	1,267 名
平成18年度	976 名
平成19年度	1,115 名

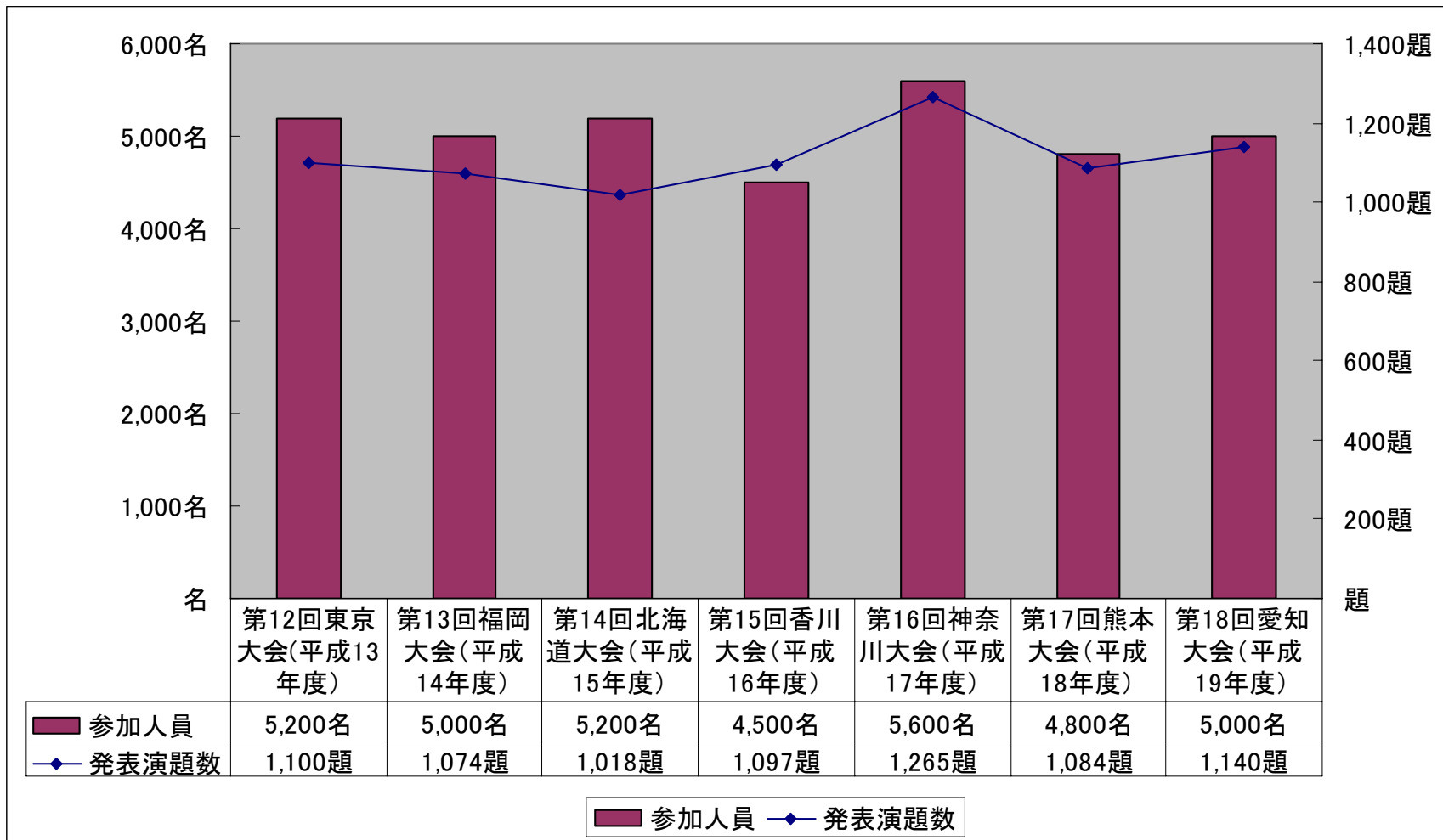


全老健の主な研修会の受講者数



毎年約5,000名の職員が各種研修会に参加している

全老健全国大会の参加者数と発表演題数



質の高い高齢者の介護に寄与することを目的に
 全国から毎年約5,000名の職員が一堂に会し相互研鑽をはかっている。

結 語

- 労働人口が減少する中で、今後さらに介護人材不足は深刻となる。人命に直結する職種に対しては最優先して対策が講じられなければならない。
- 介護福祉士資格取得者20万人(全体の4割強)は就労していない。これでは資格として存在する意味が無い。
- 最大の問題は、介護業務に対する国・社会(国民)の評価が余りに低いことである。年々スキルアップを要求され、責任は重くなるにもかかわらず、それに見合う対価は全く考慮されていない。
- あらたに導入される介護福祉士資格取得のための600時間研修を否定はしないが、現場の資格取得への意欲等を考慮し、現実的に受講可能な仕組みを作る必要がある。当然、要求しただけの報酬は用意すべきである。

**⇒いい加減に介護職の真心や、経営者の努力に頼るのはやめて
いただきたい。**

今、介護職は要支援状態である！！